

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機とします。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
*午前0時までに解除になった場合⇒5校時から始業（13:30登校）【給食は中止】
*午前0時現在、特別警報発表中の場合⇒臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機とします。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
*午前7時までに解除になった場合⇒平常授業
*午前9時までに解除になった場合⇒3校時から始業（10:20登校）
*午前11時までに解除になった場合⇒5校時から始業（13:30登校）【給食は中止】
*午前11時現在、警報発表中の場合⇒臨時休業

3 氾濫、大雨又は土砂災害に係る「警報」又は「危険警報」が発表された場合について

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページやすぐーる等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 避難指示が発令された場合について

本校の校区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。本校区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中(登校後)に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

ただちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、安全が確認できれば保護者への「引き渡し帰宅」としますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

※お子たちにも上記についてご指導いただきますようお願いいたします。